

第80回国民スポーツ大会五戸町遺失物・拾得物取扱要項

1 趣旨

この要項は、遺失物法(平成 18 年法律第 73 号)に基づき、青の煌めきあおもり国スポにおいて、青の煌めきあおもり国スポ五戸町実行委員会(以下「実行委員会」という。)が占有する競技会場、練習会場、駐車場等で、遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 取扱い及び保管

- (1)遺失物及び拾得物の届出先は、競技会場の総合案内所とし、青の煌めきあおもり国スポ五戸町実施本部(以下「実施本部」という。)の総合案内係が取扱業務及び一時保管を行うものとする。
- (2)実施本部総合案内係は、その日の業務終了までに落とし主が判明しない場合は、競技会場の実施本部会場総務係に引き継ぐものとする。
- (3)実施本部会場総務係は、引き継いだ拾得物を盗難、紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、貴重品については、速やかに実行委員会に引き継ぐものとする。
- (4)競技会終了後の遺失物及び拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

3 届出の処理

- (1)拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書(様式第1号)に必要事項等を記入の上、拾得者に対して拾得物受理書(控え)(様式第2号)を交付するとともに、拾得物一覧簿(様式第3号)に記入し、拾得物個票(様式第4号)を貼付して一時保管する。
- (2)遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書(様式第5号)の提出を受け、遺失者に対し、遺失物届出を受理した旨を伝え、届出番号を教示するとともに、遺失物一覧簿(様式第6号)に必要事項を記入の上、拾得物一覧簿(様式第3号)と照合し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、所轄警察署に届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1)遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書(様式第7号)を作成し、署名を受ける。
- (2)遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失者に電話等で確認の上、遺失物受領書(様式第7号)を作成し、署名を受ける。
- (3)拾得者が報労金請求権を取得した場合は、実行委員会は拾得物返還通知書(様式第8号)を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

(1)実施本部会場総務係は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を実行委員会に引き継ぐ。ただし、実施本部会場総務係は、拾得の翌日から起算して7日以内に所轄警察署に引き継ぐ必要があるため、この時期を失しないように留意する。

(2)実行委員会は、実施本部会場総務係から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を拾得の翌日から起算して7日以内に、拾得物届出書(様式第9号)を添えて所轄警察署に引き継ぐ。

(3)実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を申出者に、遺失の申し出があった旨を所轄警察署に伝える。

6 その他

(1)本町で開催する競技別リハーサル大会における遺失物・拾得物の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

(2)この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いについて必要な事項は、別に定める。